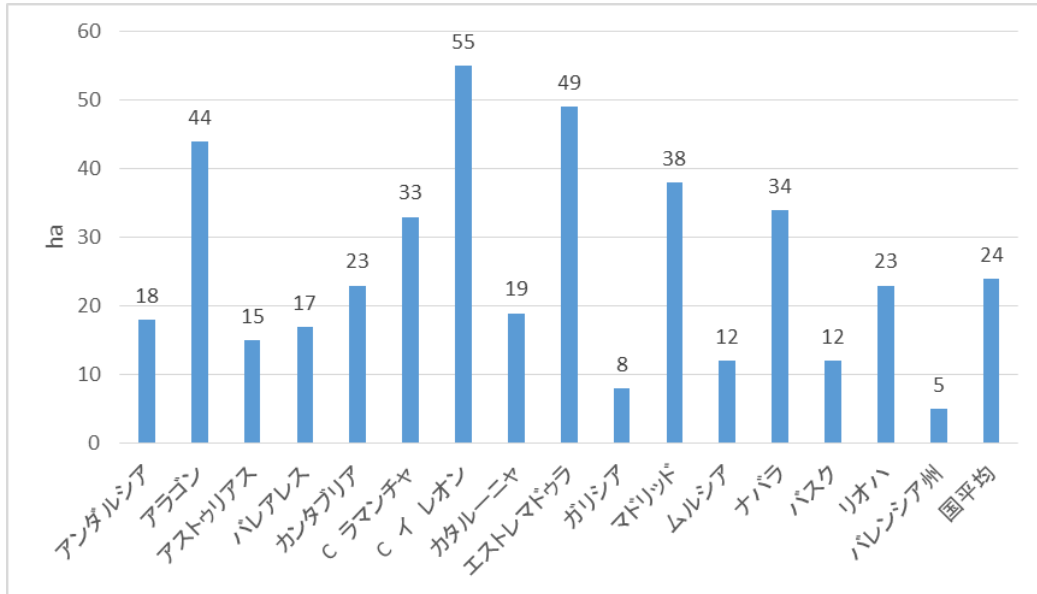
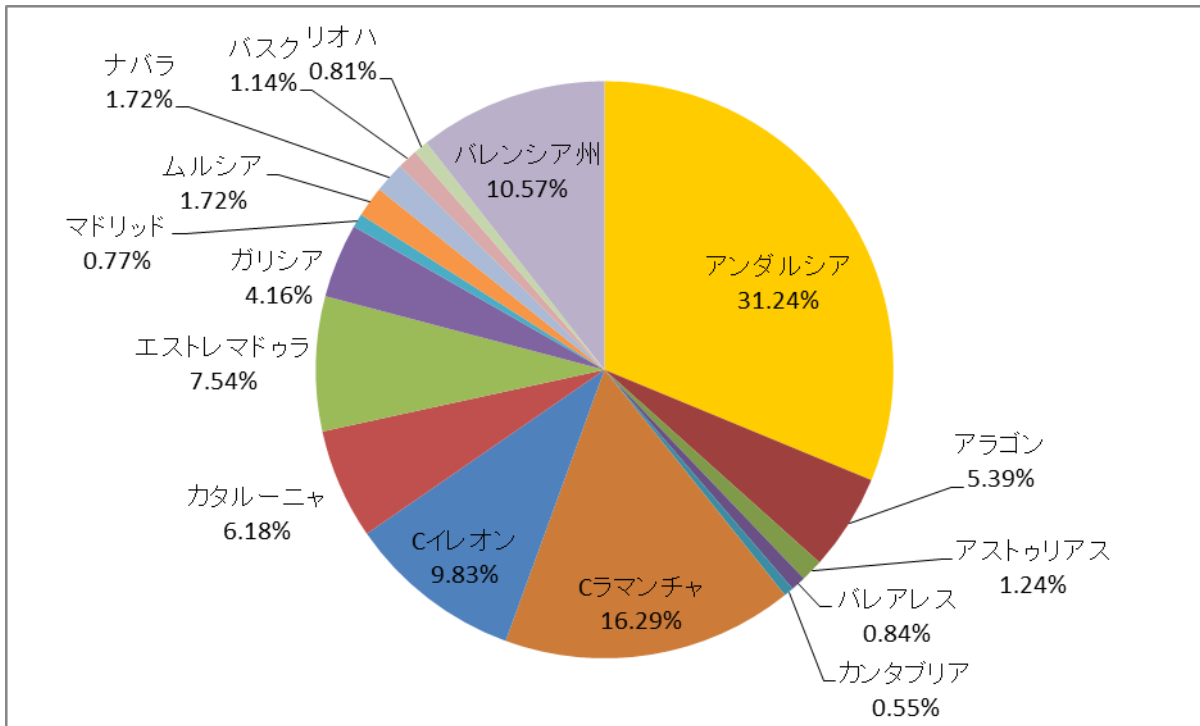


図 II-3-8 州別平均経営規模(2010年)



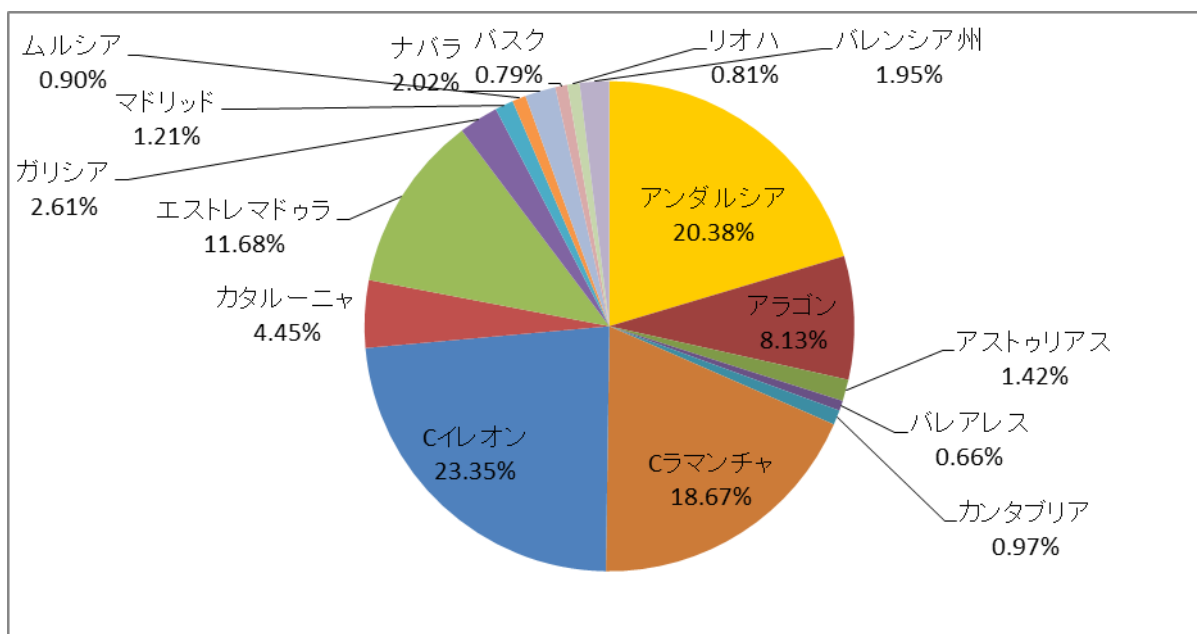
出所: eurostat[3]より作成.

図 II-3-9 直接支払の受給者数の州別内訳(2014年)



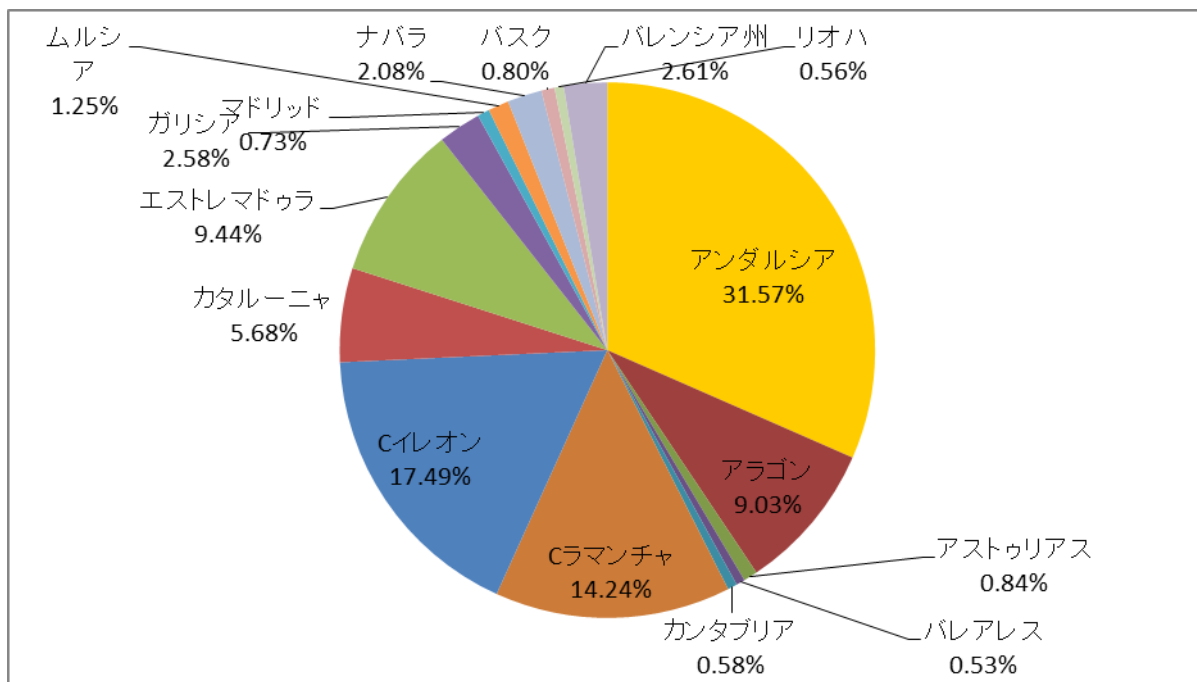
出所: MAGRAMA[13]より作成.

図Ⅱ-3-10 直接支払の受給権数の州別内訳(2014年)



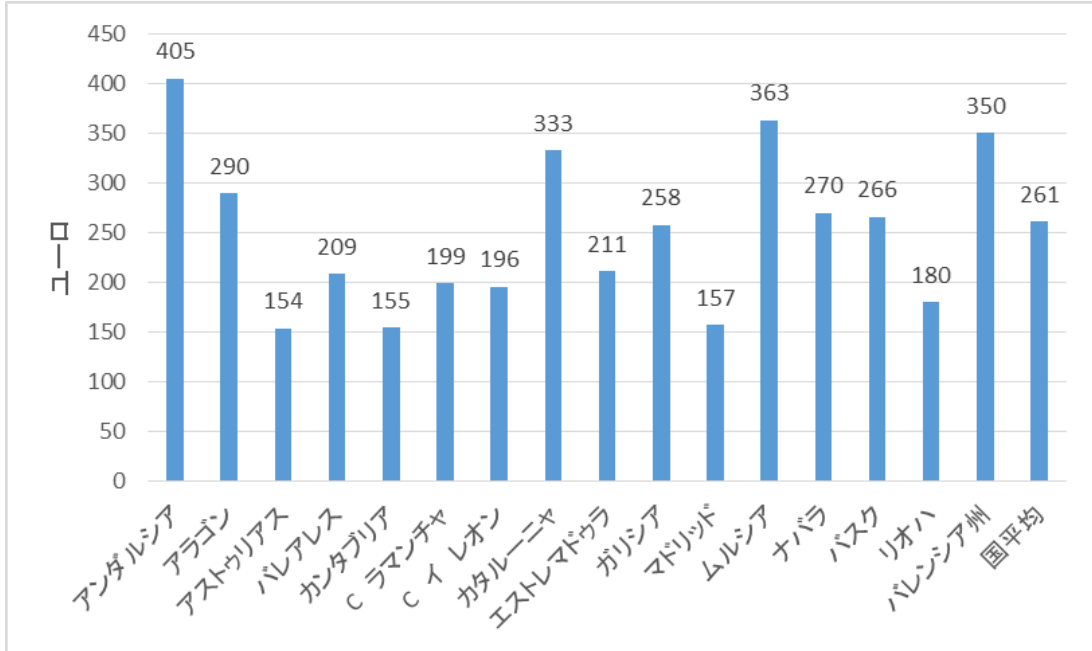
出所: MAGRAMA[13]より作成.

図Ⅱ-3-11 直接支払の受給額の州別内訳(2014年)



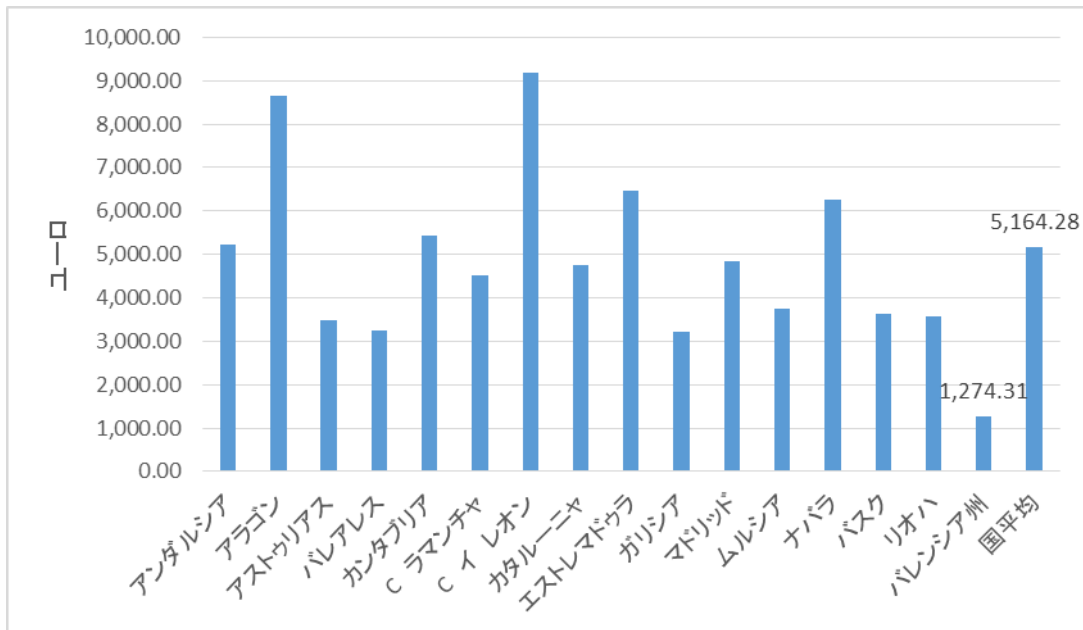
出所: MAGRAMA[13]より作成.

図Ⅱ-3-12 受給権当たりの平均金額(2014年)



出所: MAGRAMA[13]より作成.

図Ⅱ-3-13 受給者当たり平均受給額(2014年)



出所: MAGRAMA[13]より作成.

バレンシア州の小規模柑橘経営を例にとると、農業所得における補助金総額（SE605）は3,222ユーロであり、ここには、生産とカップルした作物への支払（SE610）282ユーロ、デカップル支払（SE630）2,382ユーロ、農業環境、自然等制約地域、農村振興等のその他の補助金（SE689）557ユーロが含まれる（表II-3-2）。

産出額から関連する税（付加価値税の補償を含む）を差し引いた純補助金（SE600）は4,360ユーロとなり、純所得に占める純補助金の割合を、経営における補助金の相対的な重要性のインディケータとすると、当該経営では18.3%となっている。この割合は、粗放経営や集約的な穀物経営など他の経営類型に比して園芸農業では低くなる。

表Ⅱ-3-2 バレンシア州の小規模柑橘経営の農業所得(2013年)

経済規模		8 < 25 (千ユーロ)	全体
代表経営数		1,014.0	1,451.0
サンプル経営数		13.0	26.0
農用地 (UAA) (ヘクタール)	SE025	6.9	11.6
借地 (ヘクタール)	SE030	0.0	1.7
総労働力 (UTA)	SE010	1.4	2
未熟練賃金労働 (UTA)	SE015	1.2	1.3
賃金労働 (UTA)	SE020	0.2	0.7
産出額	SE131	29,689.0	51,940.0
産出額 (植物)	SE135	29,689.0	51,940.0
投入額	SE270	12,154.0	28,742.0
物財費	SE275	9,643.0	17,685.0
特定の費用	SE281	5,199.0	8,148.0
作物	SE282	5,199.0	8,148.0
一般費用	SE336	4,444.0	9,537.0
請負工事および機械のレンタル	SE350	1,447.0	2,506.0
機械や建物の現在の維持費	SE340	794.0	1,119.0
エネルギー	SE345	838.0	1,391.0
その他のオーバーヘッド	SE356	1,365.0	4,521.0
減価償却費	SE360	522.0	1,170.0
外部要因費	SE365	1,988.0	9,887.0
賃金および社会保障	SE370	1,962.0	8,894.0
地代	SE375	18.0	947.0
支払利子	SE380	8.0	46.0
補助金の合計	SE605	3,222.0	3,568.0
作物	SE610	282.0	235.0
デカップル支払 (直接支払)	SE630	2,382.0	2,641.0
その他の補助金	SE689	557.0	691.0
総資産	SE436	138,886.0	180,728.0
固定資本	SE441	88,485.0	122,541.0
土地・永年作物	SE446	81,112.0	112,539.0
建物・修繕	SE450	2,321.0	2,697.0
機械設備	SE455	5,052.0	7,305.0
循環資本	SE465	50,401.0	58,187.0
負債合計	SE485	933.0	4,940.0
中長期ローン	SE490	0.0	4,168.0
短期ローン	SE495	933.0	773.0
純補助金	SE600	4,360.0	5,985.0
総所得	SE410	24,405.0	40,241.0
純付加価値	SE415	23,883.0	39,071.0
純所得	SE420	21,894.0	29,159.0
産出額 (植物) / 農用地 (ユーロ/ha)	SE136	4,323.0	4,463.0
特定作物費用 / 農用地 (ユーロ/ha)	SE284	757.0	700.0
純所得 / AWU (ユーロ / AWU)	SE425	17,287.0	19,485.0
純所得に占める純補助金の割合 (%)		18.3	15.3

出所: RECAN[21]より作成.

3-3-2 バレンシア州における農業政策や社会政策等の文化的背景

3-3-2-1 生産者組織（OP）

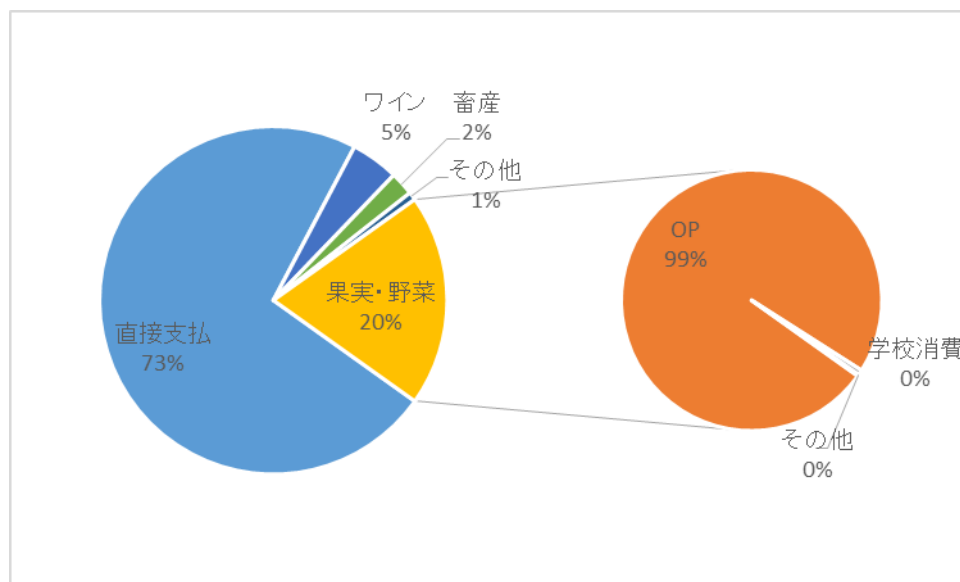
バレンシアは柑橘の一大産地市場を形成しているが、生産量が少ない個別経営ではカルフル等の量販店が求めるような出荷には対応できない。また、主要な輸出先であったロシアへの輸出が政治的背景からできなくなったことや、近年激化している中南米や北アフリカ（モロッコ、アルジェリア等）との価格競争など、オレンジ農家を取り巻く状況は非常に厳しくなっている。

こうした背景から、バレンシア州政府では、生産者に農業協同組合（Coop）や野菜・果実の生産者組織（注）（Organización de Productores de frutas y hortalizas: OPFH；以下、OP）への加入を誘導し、組織的・計画的な出荷体制を整備することと、品質向上やDOPにより差別化を図ることに重点を置いている。

（注）OPは、同じ集荷所を利用する生産者組織であり、EUの中でスペインが最多である（2012年で595、イタリア280、フランス251）。ただし、スペインのOPの9割は組合員が500名未満で、財務成績はEU平均以下である。

ちなみに、FEAGAによる助成の内訳を見ると、「学校でのフルーツの消費（192.5百万ユーロ）」と「その他（55.4百万ユーロ）」を除く、果実・野菜部門の99%（9,786.5百万ユーロ）がOPへの支援（マーケティング活動、計画的生産・品質向上への取り組み等のオペレーショナルプログラム）にあてられている（図II-3-14）。

図II-3-14 バレンシア州におけるFEAGA果実・野菜部門の内訳(2014年)



出所: Generalitat Valencia[14]より作成。



柑橘の生産者組織（OP）

3-3-2-2 農業協同組合（COOP）

柑橘の生産者団体には、前述の生産者組織（OP）に加え、農協（Coop）もある（注）。農協は、農村部唯一の企業として、雇用創出や地域の維持に寄与しており、スペインでは、「資本よりも人間および社会的目的が優越」という方針を掲げる「社会的経済法（Ley de Economía Social）」があり、経済活動を行う農協等の協同組合が、同法の下で社会的経済を担う団体として重要な地位を占めている（注）。

（注） OP と農協には、意思決定権の付与や加入脱退の自由に相違がある。

（注） スペインの社会経済を理解する上で大切なのが、その多様性と地方分権であり、特定の州内で活動する協同組合については、州の法律が適用される。

本調査で視察した農協（Cooperativa Agrícola Nuestra Señora del Oroto Coop. V.; 以下、CANSO）は、1941年に設立された果実・野菜の農協である。現在では、2,000名の組合員を抱える大規模農協であり、ガソリンスタンド等の多角化（注）や、生産から加工・販売まで一貫した取り組みをすることによって、付加価値を高め、農業所得の向上を目指している。

（注） 直接補助では、農協が経営を多角化し、直売やガソリンスタンド等の新しいビジネスを開始する場合に、補助金を支払うことができる。アリカンテ（Alicante）には、体験農業付きの農家民宿をやっているサクランボ農協の事例等がある。

CANSOでは、オレンジの代わりに、オレンジよりも収益性が高い柿（注）を伸ばしていく計画である。柿担当部長によれば、「価格で選ぶスペインの消費者は、高いオレンジは買わないため、オレンジ農家は常に価格競争にさらされる。柿は、機械で選別できるオレンジとは異なり、全て手作業のため人件費は割高になるが、それでもオレンジよりも収益性が高い（注）。現在では施設（注）が足りないほど、柿の生産者が増えている。乾燥した土壌を好むザクロの生産も増やしていく」という。

（注） CANSOは柿のパイオニアであり、80年代後半から栽培を始めた。ただし、柿を食べるのは地中海沿岸であり、ぐじゅぐじゅの柿を食べる文化のない内陸部では、まだ柿の知名度は低い。

（注） オレンジの3級品はジュース等の加工にまわされるが、生産者への支払いがあるかどうかは、ジュ

ース加工産業のコストとの兼ね合いにより、支払いがない場合もある。
(注) 柿の選別ラインは、20t/h。

柿の出荷は、10月から2月頭まで5か月近く続き、スペイン人の他、外国人の季節労働者を雇用し、戦場のようになっている。柿の選別には専門技術が必要なため、リピーターを優先している。



CANSO
選果場：30,118 m²
低温貯蔵庫：4,624t



柿ジュース
柿チップス
柿ジャム
D.O.柿
自社商品として販売

なお、柿の1級品は、生食用のD.O.柿（後述）となり、最高級品はドイツのスーパーマーケットのEDEKAに出荷される。1級品と2級品の間には20%程度の価格差があり、3級品はジャム、ジュース、柿チップスなどへの加工を行っている（注）。

(注) 柿ジャムはスイスで販売しているが、国内では販売していない。柿チップスは、費用が高すぎるのと、技術がまだ追いついていないため、試作品である。柿ジュースは、柿だけだと味がものたりなかったため、柑橘を混ぜている。

ただし、スペインには柿の専門家がほとんどいないため、柿の栽培技術はまだ蓄積されておらず、渋を抜く技術、貯蔵施設のキャパシティ、手作業・加工の費用と技術等、課題は山積みとのことである。

3-3-2-3 原産地呼称 (DOP)

前述したように、原産地呼称 (DOP) で近年成長しているのが、D.O.柿 (D.O Kaki Ribera del Xuquer) であり、CANSO はそのパイオニアである (2002 年、DPO 取得)。CANSO では、D.O.柿の輸出が増えており、今後、一層生産を増やしていく意向である (注)。

(注) 従来、ロボブリリアンテというブニユブニユの熟した柿が主流だったが、輸出ができないため、ベルシモン、クリスタリーノ、シャロニ等の大きい柿 (渋抜き加工) を始めた。

DOP による差別化で、収益性が上がるのかという問いに対しては、「D.O.をつけると、販売価格は上がるが、2 倍にはならない。DOP によって品質管理のコストも上がることを考えると、生産物にもよるが、概ね 20%程度収益が高くなる」。

スペインでの現状は、「EU 域内で売らなければ D.O.を取得してくれという話があるので、ないと売れない。そもそもワインなどは、D.O.がついていないと扱ってもらえないため、半強制的に取らざるを得ない (注)」とのことである。

(注) バレンシア州政府の Nicasio 氏によれば、「DOP の手続きはどんどん複雑化して、厳しくなっている。

Elche (内陸部の乾燥地帯) のザクロはあと数か月でとれるが、とるまでに 3 年ぐらいかかっている」。大学等の研究機関が、他のザクロとは違う何かを証明しない限り、D.O.はとれないが、大学機関でもザクロ研究が盛んであり、抗酸化作用がある上に、抗がん作用もある機能性に注目している。

3-3-2-4 農村振興計画 (PDR)

バレンシア大学の Noguera 教授によれば、アンダルシア州やエストレマドゥーラ州では、セクター的にも政治的にも農村振興が最重要課題で、農業競争力の強化は農村振興の一部になっているのに対して、バレンシア州の農村振興計画 (Plan de Desarrollo Rural ; PDR) では、灌漑や農産物輸出等といった農業振興に重点が置かれている (注)。バレンシアでは産業としての農業の振興が最優先で、農村の過疎化・高齢化 (19%) の進展が課題になっているにもかかわらず、農村振興は常に二の次である。

(注) ただし、Alcàzar 教授は、「農村の立地や環境はちがっても、EU の目標や書類のフォーマットを基に国が地方におろしていただくだけであり、この意味では、各地域の農村振興計画に大きな差はない。州の農村振興計画と言っても、EU の農村振興計画である」と述べている。

農村開発が非常に効果的だったのは 80 年代で、70 年後半には、電気が通っていなかったり、道の舗装ができていなかった僻地でも、ここ 25 年ぐらいの間に EU のイニシアティブによって近代化に大きな改善が見られ、経済の多角化も進んだ。特に LEADER については、90 年代から 2006 年までの地域振興の重要な基盤となるものと評価されている (注)。

(注) ただし、「2006 年に州政府が LEADER の哲学を崩壊させ、農業の拡大のみに重点を置いてしまったため、地域振興が止まってしまったが、政治的な干渉がなければ、もっとうまくいっていたであろう」。

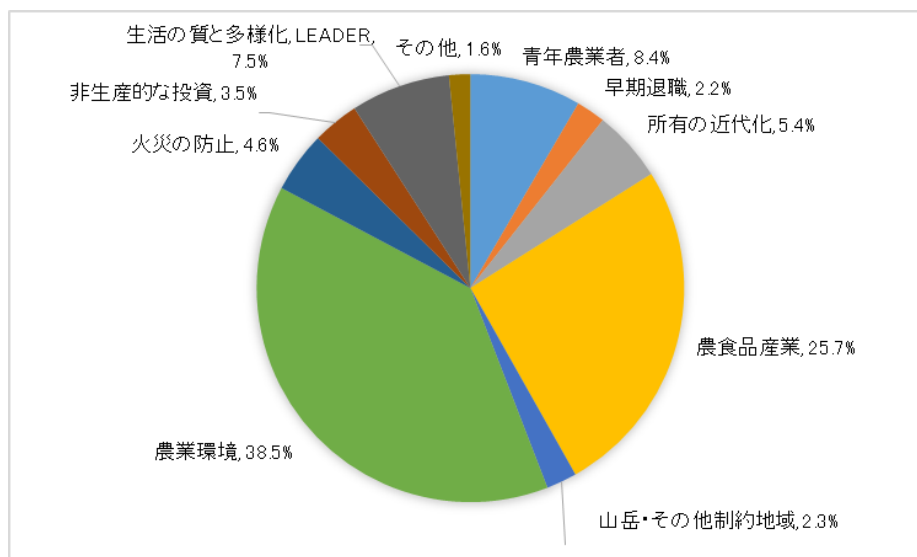
州政府とバレンシア大学の関係や PDR における大学の関与については、「大学の研究者が直接的に農村振興を手伝うことはなく、教育と政策評価で間接的に携わっている (注) (Alcàzar 教授)」。

(注) 2001 年の LEADER の中間評価と 2003 年の最終評価は大学が行ったが、国民党 (PP) は大学を信頼していなかったため、それ以降は、政府と大学との関係はほとんどなくなった。ただし、2015 年の選挙で、コンプロミスと中道左派のスペイン社会労働党 (PSOE) の連合政権に変わったことで、大学との距離が近くなってきた兆候が見られる。

FEADER による助成の内訳を見ると、2014 年における助成の 39%は、農業環境 (有機農

業，統合生産，水稻栽培，養蜂，砂防および土着の家畜の品種の保全）の支払であり，これに農食品産業の投資（26%），青年農業者（8%），LEADER（8%）が続く（図II-3-15）。

図II-3-15 バレンシア州のFEADERによる助成(2014年)(百万ユーロ)



出所: Generalitat Valencia[14]より作成

3-3-3 2013年CAP改革が農業所得に及ぼす影響

3-3-3-1 農村振興

バレンシア州のPDRは、他の自治州のPDRと一緒に中央政府がとりまとめてEUに提出され、承認される。ビデオカンファレンスで、EUの担当者と国と州の代表者の3者が議論をかわす。EUから不要と判断された部分については、修正が必要だったため、承認までに時間がかかった（2015年8月承認）。

新しいPDRは承認以降有効であるが、バレンシア州では2016年から実施する。もっと早く承認されていれば、2013年に終了したPDRと新しいPDRの両方から助成を受けることもできたが、PDR 2014-2020は2年遅れたため、N+（エネプラス）で2年間対応する。

なお、新しいPDRが遅れることは予め考慮に入れていたため、PDR 2007-2013の最終評価はまだ行われていない。

バレンシア州のPDR 2014-2020における予算配分のトップ5は、物理的資産への投資（助成措置コード4）、農業環境と気候（助成措置コード10）、林業・森林の気候変動緩和と能力改善のための投資（助成措置コード8）、農場・事業開発（助成措置コード6）、有機農業（助成措置コード11）である。

なお、PDR 2014-2020では、以下の施策が新たに加えられた（Generalitat Valenciana）。

- 品質スキームのサポート
- 果実の再編計画

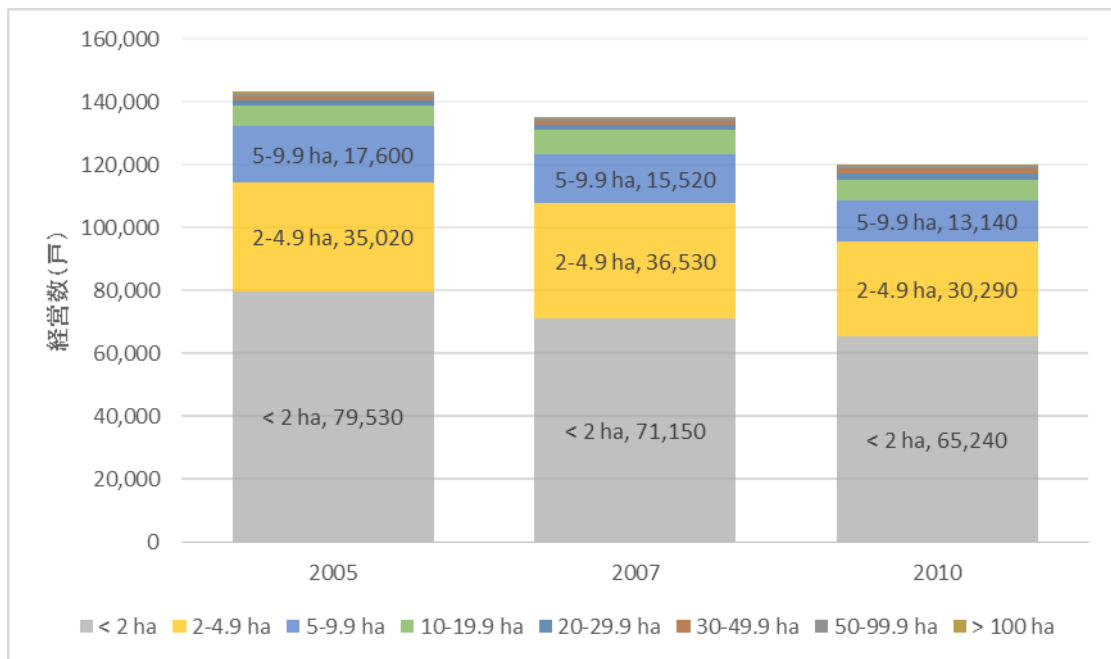
- 灌漑への投資（RDP 2007-2013 の 0.50%→2014-2020 では 4%へ）
- 農場を譲渡する小規模農業者への支払
- バイオマス、森林の健全性等の林業施策（RDP 2007-2013 の 1.50%→2014-2020 では 7.90%へ）
- 脆弱な地域における持続可能な栽培の維持
- アリカンテ南部の湿地の保護
- イノベーション、パイロットプロジェクト、農場の共同作業への協力

上述の小規模農業者への支援には、10 百万ユーロの予算が当てられており、少なくとも 1 年間小農スキームで直接支払を受給した者に対して、他の農業者に農場を譲渡する場合には、2020 年 12 月 31 日まで直接支払の受給額の 120%（年次支払から算出）が支払われる。

3-3-3-2 直接支払

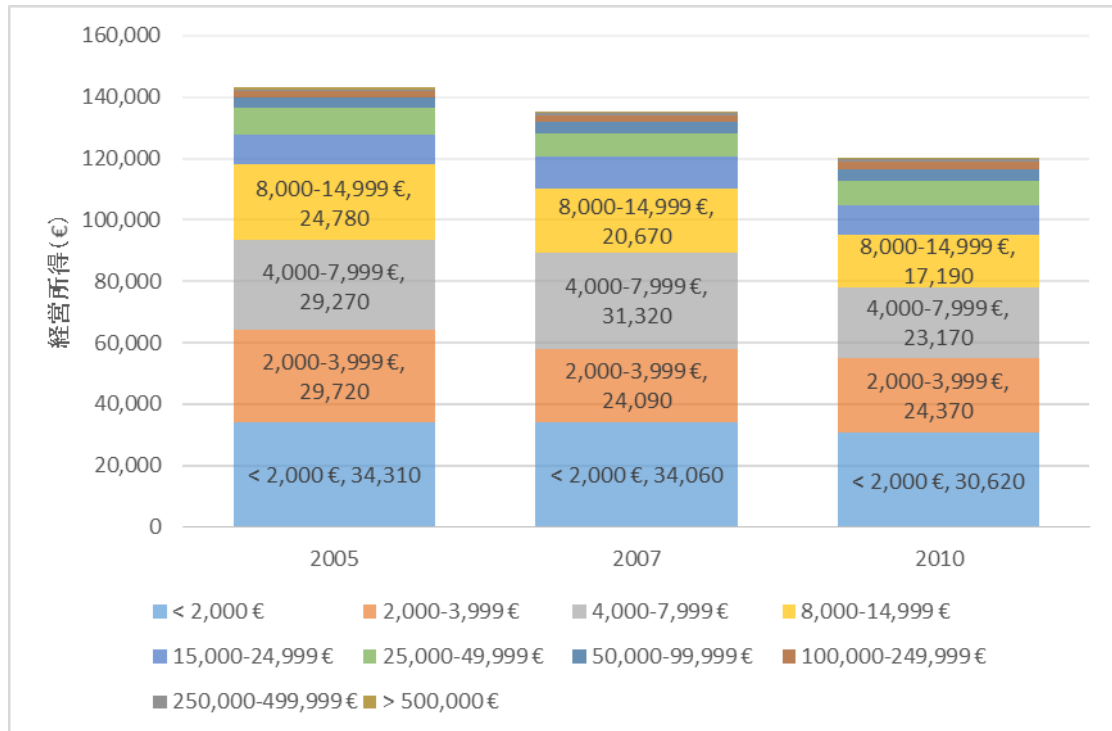
バレンシアの農業構造は、既述の通り非常に零細であり、経営規模で見ると、全経営（120,180 経営）の 54%が 2ha 未満、およそ 8 割が 5ha 未満（図 II-3-16）であり、経済規模で見るとおよそ 8 割が 15,000 ユーロ未満である（図 II-3-17）。

図 II-3-16 バレンシア州における経営規模別経営数(2005 年, 2007 年, 2010 年)



出所: Generalitat Valenciana[18]を基に作成

図II-3-17 バレンシア州の経済規模別経営数(2005年, 2007年, 2010年)



出所: Generalitat Valenciana[18]を基に作成

直接支払の受給者(2015年)は、スペイン全体で842,353人、バレンシア州では80,678人(スペイン全体の10%)である(表II-3-3)。

受給額が1,250ユーロ未満の受給者は自動的に小農支払の対象となるが、支払額は過去の実績から個別に算定される。スペイン全体では354,074人(42%)、バレンシア州では59,684人(74%)が、小農支払の対象となっており、農業経営はそのメリット、デメリットを勘案して、これを受給するかどうかを選択することになる。

なお、スペインでは、小農支払の最低限の要件として、2015年で100ユーロ、2016年で200ユーロ、2017年で300ユーロという経済的閾値が設定されている。

表Ⅱ-3-3 直接支払の受給者(2015年)

	受給者			
	基礎支払(A)	小農支払(B)	州別に見た小農支払の対象となる農業者比率(%) (B/A)	国全体で見た小農支払の対象となる農業者比率(%)
アンダルシア	266,346	114,215	43%	32%
アラゴン	47,023	13,624	29%	4%
アストゥリアス	10,837	2,316	21%	1%
バレアレス	6,788	3,085	45%	1%
カンタブリア	4,798	571	12%	0%
C ラマンチャ	140,586	62,494	44%	18%
C イレオン	83,551	17,330	21%	5%
カタルーニャ	53,565	21,124	39%	6%
エストレマドゥーラ	63,271	26,357	42%	7%
ガリシア	32,822	10,111	31%	3%
マドリッド	6,311	2,735	43%	1%
ムルシア	14,011	6,858	49%	2%
ナバラ	15,412	5,566	36%	2%
バスク	9,621	4,565	47%	1%
リオハ	6,733	3,439	51%	1%
バレンシア州	80,678	59,684	74%	17%
計	842,353	354,074	42%	100%

出所: fega HP を基に作成

3-3-4 農産物の品質向上および6次産業化への取り組み事例

バレンシア州の Sagunt (地域) で父親の農園を継承した Naranja Che 農園の Antelo3 兄弟は、オレンジの高付加価値化を目指した六次産業化や有機栽培(注)に取り組んでいる。

(注) スペインにおける農産物の栽培方法のポイントは、水(灌漑)と土壌管理であり、乾燥が激しいため、日本のような病害虫との戦いにはならないため、手間がかからないとのこと。

Naranja Che 農園では、廃園を余儀なくされるオレンジ農家が多い中で、近隣の廃園を借地料ゼロで借り、35haまで経営規模を拡大した。継承した当初は、EUの青年農業者助成を得て、世界の多種多様な柑橘の栽培試験に加え、付加価値をつけた商品の開発を目指してオレンジワインへの挑戦を始めた。

オレンジワインの醸造においては、ブドウ用ワインの醸造機械をそのまま使用するが、糖分や酸味の関係で、オレンジワインのアルコール度数は低くなる。Antelo 兄弟によれば、「1年目は大失敗だったが、3年目から販売できるクオリティのものが作れるようになった」という。

現在、オレンジ、グレープフルーツ、ブラッドオレンジの3種のオレンジワイン(商品名は Tarongino(注))と、有機オレンジのワインを販売しており、現在、オレンジのスパークリングワインの試作中である。

(注) <http://www.tarongino.com/>